

玄海町公衆無線 LAN サービス利用規約

(サービスの内容)

第1条 利用可能時間帯に、利用可能エリアにおいて、町民及び観光来訪者が用意した Wi-Fi 接続機能を有する通信機器等を、本町が用意した無線 LAN を利用してインターネットに接続することができるサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、「利用者」とは、本サービスを利用することができる町民及び観光来訪者をいう。

(利用者の要件)

第3条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく変更することができる。

(利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスを利用することができる場所及び時間は別表に定めるとおりとする。ただし、町が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

(利用料)

第5条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用者の責務)

第6条 本サービスに接続する通信機器は、利用者が準備するものとする。

- 2 利用者が利用する通信機器及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- 3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係の法令を遵守しなければならない。
- 4 通信機器及び本サービスの利用に係るセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの対策は、利用者が行うものとする。
- 5 利用者は、他の来庁者の迷惑とならないよう配慮して本サービスを利用するものとする。

(利用手続)

第7条 利用者は、本サービスに接続したときに表示される Web ブラウザに必要な事項を入力し、利用の申し込みを行うものとする。

(運用管理)

第8条 本町は、無線 LAN の悪質な利用を防止するねらいから、利用者のアクセスログ等を記録し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

- 2 本町は、前項で記録したアクセスログ等の情報を、犯罪の防止、抑制及び解決等のため、利用者の了承なく、外部に提供することができるものとする。
- 3 利用者が快適に利用できる通信速度は、これを保証しないものとする。
- 4 大規模災害の発生時等については、一般社団法人無線 LAN ビジネス推進連絡会が策定した「00000JAPAN ガイドライン」に沿った運用を行うものとする。
- 5 本町は、前各項に掲げるほか適切な運用管理のため、必要な措置を講ずる。

(禁止事項)

第9条 利用者が、本サービスを利用する際、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは本町の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは本町の財産を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか他の利用者、第三者若しくは本町に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為
- (5) 本サービスを再販売、賃貸する等本サービスそのものを営利の目的とする行為
- (6) 法令又は公序良俗に反する行為
- (7) その他町が不適切と判断する行為

(免責)

第10条 本町は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び本サービスが中断なく稼働することにつき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本町は、利用者が本サービスを使用すること又は使用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負わない。

- 3 利用者、本サービスの使用により、利用者の端末、OS、ブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、又は利用者のデータが消失、毀損等した場合、いかなる責任も負わない。
- 4 本町は、本サービス上に掲載される情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、品質等についてなんら保証しない。
- 5 本町は、本サービスに表示される情報等及びその変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負わない。
- 6 本サービスに係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。Wi-Fi 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web ブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合であっても、本町は、いかなる責任も負わない。

(運用の中止)

第 11 条 本町が必要と認める場合、本町は、予告なく本サービスの機能を中止又は終了することがあります。なお、中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、本町はいかなる責任も負わない。

- 2 利用者が本規約に定める事項に違反した場合、本町は、なんら通知を行うことなく本サービスの利用を中止させることができる。

(本規約の変更)

第 12 条 本規約の内容は、本町が必要と判断した場合には、予告なく変更される場合があります。変更後に本サービスを使用された場合、利用者は、当該変更について同意したものとみなす。

- 2 本規約を変更した場合、本町が適切と判断する方法で、利用者に通知又は公表する。

(損害賠償)

第 13 条 利用者が本規約に違反した結果、本町が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとする。

(法令等の遵守)

第 14 条 利用者は、本サービスの使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。

(準拠法等)

第 15 条 本規約に関する準拠法は、日本法とする。

- 2 本規約又は本サービスに関連して町と利用者間で紛争が生じた場合、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本規約は 2021 年 4 月 1 日より実施する。

玄海町

別表（第 4 条関係）

利用場所	利用時間
玄海町役場	7 時 0 0 分～2 2 時 0 0 分
町民会館（ロビー、イベントホール、中会議室、図書館）	9 時 0 0 分～2 2 時 0 0 分
社会体育館	9 時 0 0 分～2 2 時 0 0 分
玄海海上温泉パレア	2 4 時間利用可能
値賀公民館分館	9 時 0 0 分～2 2 時 0 0 分
玄海次世代エネルギーパークあすぴあ	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分
浜野浦の棚田（展望台）	6 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分
玄海郵便局、値賀郵便局	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分 ※月～金曜日のみ利用可能